

## 中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱

平成18年3月31日

17中福児第1739号

### (目的)

第1条 この要綱は、福祉サービスを提供している事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成することにより、福祉サービス第三者評価の受審の普及及び促進を図り、もって区民の福祉に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 福祉サービス 別表福祉サービスの欄に掲げるサービスをいう。
- 二 福祉サービス提供事業者 福祉サービスを提供する事業者をいう。
- 三 福祉サービス第三者評価の受審 福祉サービス第三者評価支援事業実施要綱（平成14年3月29日13福総改第112号）に規定する東京都福祉サービス評価推進機構（以下「推進機構」という。）が認証した福祉サービス第三者評価機関（以下「認証評価機関」という。）が行う福祉サービスの受審をいう。

### (助成対象)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者は、福祉サービス第三者評価の受審を行った福祉サービス提供事業者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 福祉サービス第三者評価の対象事業所の所在地が中央区（以下「区」という。）の区域内にあること。
- 二 福祉サービス第三者評価の結果を推進機構に報告し、かつ、推進機構が評価結果を公表することに同意すること。
- 三 当該福祉サービス第三者評価受審費用に関して、この要綱による助成を受けようとする年度内に、区以外の自治体から助成を受けていないこと。
- 四 中央区障害福祉サービス事業所運営費助成要綱（平成24年3月1日23中福障第1521号）第4条第4項に規定する福祉サービス第三者評価受審経費補助金の支給対象者でないこと。
- 五 福祉サービス第三者評価結果に基づき、サービスの改善課題と改善のための取組をまとめ、区長に報告書（以下「改善等報告書」という。）を提出すること。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表助成金の額の欄に掲げる額とする。

### (助成の回数等)

第5条 この要綱に基づき行う福祉サービス提供事業者に対する助成は、予算の範囲内で助成

するものとし、1事業者につき、1会計年度において福祉サービスごとに1回限りとする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記第1号様式による中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付申請書(以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上、助成金交付の適否を決定し、助成することと決定したときは別記第2号様式による中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付予定金額決定通知書により、助成しないことと決定したときは別記第3号様式による中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成金不交付決定通知書により、当該申請者に通知する。

2 前項の規定により助成金の交付決定を受けた後に、申請書の内容に変更があったときは、当該申請は別記第4号様式による中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成変更届を速やかに区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)が、認証評価機関からサービス評価の結果報告を受けたときは、当該結果を別記第5号様式による中央区福祉サービス第三者評価受審実績報告書(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、区長に報告するものとする。

- 一 福祉サービス第三者評価の受審に係る認証評価機関との契約書の写し
- 二 受審費用の領収書の写し
- 三 福祉サービス第三者評価結果報告書の写し
- 四 改善等報告書

2 やむを得ない理由により改善等報告書を実績報告書に添付できないときは、区長は期限を定めて、後日提出することを認めるものとする。

(助成金の確定)

第9条 区長は、助成事業者から前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を速やかに審査するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、実績報告書の内容が適正であると認めるときは、別記第6号様式による中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付確定通知書(以下「確定通知書」という。)により、助成事業者に通知する。

(請求及び助成金の交付)

第10条 助成事業者は、前条第2項の規定により確定通知書を受けたときは、別記第7号様式による中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成金交付請求書により、区長に助成金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法令に違反したとき。
- 二 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- 三 助成金を他の用途に使用したとき。
- 四 助成金の交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は事業を廃止したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、別記第8号様式による中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成交付決定取消通知書により、当該助成事業者へ通知する。

3 区長は、第1項の規定による取消しに係る部分について既に助成事業者へ助成金が交付されているときは、その金額及び期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表（認知症対応型通所介護の部分に限る。）の規定は、令和元年4月1日以後に受審を行った福祉サービス第三者評価から適用する。
- 3 改正後の要綱別表（小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の部分に限る。）の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった福祉サービス第三者評価から適用し、同日前に申請のあった福祉サービス第三者評価については、なお、従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

区分	福祉サービス	助成金の額	
高齢者関係	居宅介護支援	福祉サービス第三者評価の受審に要した費用（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する額又は30万円のいずれか少ない方の額とする。	
	訪問介護		
	通所介護		
	地域密着型通所介護		
	認知症対応型通所介護		
	短期入所生活介護		
	介護老人保健施設		
	軽費老人ホーム		
	訪問入浴介護		
	訪問看護		
	特定施設入居者生活介護		
	福祉用具貸与		
	都市型軽費老人ホーム		
	小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	看護小規模多機能型居宅介護		
	福祉サービス第三者評価の受審に要した費用（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する額とする。		
障害者（児）関係	障害者	居宅介護	福祉サービス第三者評価の受審に要した費用（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する額又は30万円のいずれか少ない方の額とする。
		短期入所（医療型）	
		生活介護	
		自立訓練（機能訓練）	
		自立訓練（生活訓練）	
		宿泊型自立訓練	
		就労移行支援	
		就労継続支援（A型・B型）	
		多機能型事業所	
	障害児	児童発達支援	
		医療型児童発達支援（指定医療機関を除く。）	
		放課後等デイサービス	
		多機能型事業所	